

判定

判定2021-600001

(省略)

請求人 株式会社 加とう

(省略)

代理人弁理士 加藤 光宏

(省略)

被請求人 宇都 千里

(省略)

代理人弁護士 増田 裕介

上記当事者間の登録第4310303号商標の判定請求事件について、次のとおり判定する。

結 論

役務「ラーメンの提供」に使用するイ号標章は、登録第4310303号商標の商標権の効力の範囲に属する。

理 由

第1 本件商標

本件登録第4310303号商標（以下「本件商標」という。）は、「ベトコン」の文字を書してなり、平成10年4月9日に登録出願、第42類「飲食物の提供」を指定役務として、同11年8月27日に設定登録され、現に有効に存続しているものである。

第2 イ号標章

請求人が役務「ラーメンの提供」に使用する標章（以下「イ号標章」という。）は、別掲のとおり構成からなるものである。

…「第3 請求人の主張」と「第4 被請求人の答弁」はここでは brandesign の記事執筆者「岡村太一」が省略する（実際の判定には第3及び第4の詳細が掲載されている）…

第5 当審の判断

1 本件判定請求の必要性について

被請求人は、同一の紛争事案かつ同一の争点について既に別件で侵害訴訟が係属し、侵害論につき十分な主張立証を経て損害論へ移行した場合においては、当事者の了解や裁判所の求めがあるときなどを除いて、紛争の早期解決に資するなどの判定制度の趣旨に照らし、本制度の利用はおよそ想定されていないものというべきであるため、本件について訴訟が係属している本判定請求は、判定制度の趣旨に反し、請求権の濫用であるとともに、判定を請求する利益がなく、不適法であるから、本判定請求は却下されるべきである旨主張する。

しかしながら、判定は、商標権の効力の範囲についての特許庁の公的な見解の表明であって、鑑定的性質をもつにとどまるものであり、法的拘束力を有するものではないものの、その内容は商標権の侵害を理由とする差止請求や損害賠償請求等の訴訟において証拠資料となり得るものである。そして、証拠資料としての価値は、一審である地方裁判所における審理のみならず、控訴された場合には、控訴裁判所である高等裁判所における審理においても阻却されるものではない。

したがって、仮に本件商標に係る地方裁判所における審理が損害論へ移行している事実があるとしても、本件判定の請求が請求の利益を欠くということとはできないため、被請求人の主張は採用できないから、本件判定の請求を却下することはできず、そのほかに本件判定の請求を却下すべき事情は認められない。

したがって、本件判定の請求は、これを却下すべきものではないから、以下、本案に入り審理する。

20/

2 本件商標について

本件商標は、前記第1のとおり、「ベトコン」の文字を書してなるところ、当該文字は「南ベトナム解放民族戦線の俗称」（株式会社岩波書店、広辞苑第7版）の意味を有するものの、これと「飲食物の提供」との関係において、その需要者をもって当該意味が直ちに認識されるほどに親しまれた語とはいえないことから、特定の観念は生じないものであり、当該文字に相応し

て「ベトコン」の称呼が生じるものである。

3 イ号標章について

(1) イ号標章

イ号標章は、別掲のとおり構成からなるものであって、オレンジ色の横長長方形内に明瞭に表示されているのは、極めて大きく上下二段に、やや丸みを帯びた肉太の黒色で表した「ベトコン」及び「ラーメン」の片仮名（それらの語頭部を一文字分左右にずらして配している。）、並びに右下に赤色で上記文字に比して小さく配した、キャラクター的に表された図形（以下「キャラクター図形」という。）である。この点、請求人は、キャラクター図形の中に「かとう」の文字を、キャラクター図形の右横に「新京」の文字を、それぞれ表してなる旨主張し、被請求人は、乙第1号証の2を提出し、上記各文字及び図形に加え、構成中の「ラーメン」の片仮名の右横に「R」を配している旨主張するものである。

イ号標章の各構成部分は、文字か図形かの違い、色の違い等により、それぞれ視覚的に分離して看取されるものである。

(2) イ号標章における「ベトコンラーメン」の文字について

ア 請求人及び被請求人から提出された証拠によれば、以下の事実が認められる。なお、甲各号証には、号証番号の後に、各ページ毎に（1）、（2）などと番号が順に付されているものがあるが、以下、当該括弧が付された番号は省略して記載する。

(ア) 書籍（甲22）

「でらうまカンタン！名古屋めしのレシピ」（2018年12月7日 株式会社新紀元社発行）には、「第一章 定番名古屋めし」として「全国区となった名古屋めし」の記載があり、これにつづく「第二章 名古屋めしは『麺』で持つ」として「『名古屋ラーメン』はいずこに？」の見出しの下、「台湾ラーメン」、「台湾まぜそば」等と並んで「ベトコンラーメン」の記載がある。

そして、当該第二章には、「名古屋圏民は麺が大好き」の見出しの下、「なごやめし20選では『味噌煮込みうどん』『きしめん』『あんかけスパ』『鉄板スパ』『台湾ラーメン』『カレーうどん』がランクインしており・・・20選には入っていないが『志の田うどん』『ころうどん・ころきしめん』『海老おろし』『ベトコンラーメン』『台湾まぜそば』なども名古屋めしとして認知がされている。『スガキヤラーメン』は名古屋圏民のソウルフー

ドであり、そのスガキヤが発祥である『マヨネーズ付の冷やし中華』もまた「・・・」の記載や、「『名古屋ラーメン』はいずこに？」の見出しの下、「さて、この他にも名古屋圏には特徴的な中華麺がある。そのうちの一つがベトコンラーメン。醤油ベースのスープと中太麺のラーメンに、にんにくがゴロゴロと入ったニラモヤシ炒めがたっぷりと載った・・・辛さあふれるラーメンだ。・・・汁無し担担麺は・・・台湾ラーメン・ベトコンラーメンと並んだ『名古屋三大辛い麺』といえよう。」の記載がある。

また、当該「『名古屋ラーメン』はいずこに？」の見出しの下、「ベトコンラーメン」の作り方が紹介され、そのポイントの説明において、「キャベツやたけのこなどを加えた『国士無双』もお勧めだ。」の記載がある。

他方、上記書籍以外に、「ベトコンラーメン」について掲載された書籍（辞書類を含む。）の提出は認められない。

(イ) インターネット情報（甲14～21、甲23～107）

a 「東海住みなら知らぬ者はいない『ベトコンラーメン』とはなんなのか」と題する、名古屋を拠点に活動するフードライター兼フォトグラファーであるA氏が書いたとされる「ベトコンラーメン 新京本店」及び同店二代目店主（I2氏）に係る記事（甲14）や、「ベトコンラーメン発祥 新京」のウェブサイトにおける「ベトコンラーメンの発祥と由来」と題する記事（甲15）には、昭和44年に愛知県一宮市で創業した「新京」（新京本店）がニンニクと唐辛子の入ったラーメンを考案し、ベトナム戦争を勇敢に戦う兵士をイメージして、あるいは（後に）ベストコンディションとかけて、これを「ベトコンラーメン」と名付けた旨が記載されている。

b 「Retty」の「全国のラーメンの情報・おすすめのお店」と題するウェブサイト（甲16）には、「ジャンルから探す」の「ラーメン」の下に「醤油ラーメン」「塩ラーメン」のほか、「大砲ラーメン」「二郎系ラーメン」「ガタタンラーメン」「びっくりラーメン」等の様々な表示があり、その中に「ベトコンラーメン」の表示がある。

c 愛知県における「ベトコンラーメン」の提供店を紹介するウェブサイトがある（甲17、18、20）。

そして、当該ウェブサイトにおいて、「ベトコンラーメンってご存じですか？愛知県と岐阜県で親しまれているご当地ラーメンなんです。」「ベトコンラーメンとは、ラーメンの上に、丸ごとのニンニク・・・モヤシなどを唐辛子で炒めた“激辛野菜炒め”をのせたものです。」（甲17）、「『ベトコンラーメン』は、『ベストコンディションラーメン』の略称です。発祥したのは『新京』というお店で、本店の初代店主が・・・考案しました。」「東海エリアのご当地グルメだけあって、愛知県には数多くのベトコンラー

メンが美味しいお店があります。」（甲18）、「東海地方で親しまれてきたベトコンラーメンですが、いまでは全国的に店舗が広がり、その名を知られるようになりました。」（甲20（2020年5月8日印刷））といった

22/

記載がある。

d 「ニンニクが粒ごと入った『ベトコンラーメン』で身体の芯からポカポカに」と題するA氏が書いたとされる「新京 名古屋伏見店」及び「ベトコンラーメン」に係る記事（甲19）には、「ここはニンニクがゴロツと入った愛知県のご当地ラーメン、『ベトコンラーメン』が看板メニュー。・・・発祥の店は、愛知県北西部（尾張地方）の一宮市にある『ベトコンラーメン 新京本店』。尾張地方や隣の岐阜県では昔からその名は知れ渡っていた。・・・中にはベトコンラーメンの存在を知らない人もいる。」といった記載がある。

e 「ウィキペディア」の「ベトコンラーメン」と題する項（甲21）には、「ベトコンラーメンは、主に岐阜県や愛知県のラーメン店で供されるラーメンの一種である。・・・他の種類のラーメンと比較して提供する店舗数が少なく、名古屋圏以外ではあまり知られていない。」、「名古屋市を中心とする地域のご当地ラーメンで、同じように辛口の台湾ラーメンがある。」といった記載がある。

f 「食ベログ」等のウェブサイトにおける飲食店の紹介記事によれば、ラーメン店、中華料理店等において、メニューの一つとして「ベトコンラーメン」（又は「ベトコンらーめん」「べとこんらーめん」）やこれを含むもの（「スタミナベトコンラーメン」、「スタミナ台湾ベトコンラーメン」等）がある他、「ベトコン」やこれを含む「〇〇ベトコン」「ベトコン〇〇」（「〇〇」には「みそ」や「まぜそば」等が入る。）がある（甲23～52、54～107）ものの、その大半は愛知県及び岐阜県に所在する店舗である。

また、上記の中には、「岐阜に行ってベトコンラーメンの大ファンになりました。名古屋や岐阜にしかないベトコンラーメンが千葉県で食べられると知り行ってきました。」「ベトコンラーメンとは名古屋発祥のガッツリスタミナ系のようです。余り聞き慣れないです。・・・」「ベトコンらーめん・・・名前は聞いていた。が、食べたことはなかった。千葉県、関東ではそんなに食べられるところはまだないと思うし。（判定注：原文ママ）」（甲28の2）、「愛知県と岐阜県以外で、このメニューはあるのでしょうかベトコ

ンラーメン。」（甲55の2）、「中京に来たら食べてみたい名古屋めし。・・・前々から気になっていた『ベトコンラーメン』を食べてみたいと検索。」（甲78の2）といったコメントの記載が見受けられる。

（ウ）以上の書籍及びインターネット情報のほかに、「ベトコンラーメン」について掲載された雑誌、新聞等の提出は認められない。

イ 前記アの認定事実からすれば、「ベトコンラーメン」について、昭和44年に愛知県一宮市で創業した「新京」（新京本店）が考案、ベトナム戦争を勇敢に戦う兵士をイメージして名付けられたなどといった、その発祥に関する記事等がある。

23/

そして、「ベトコンラーメン」は、ニンニクと唐辛子の入った辛みのあるラーメンを指称する際に使用されていること、名古屋の名物料理の一つとして紹介されている書籍があること、ラーメン店の検索サイトにおいて検索用に設けたラーメンのジャンルの一つとして表示されていることがうかがえる。

他方で、「ベトコンラーメン」の文字が使用された書籍やウェブサイト等においては、一般的な料理の種類を表す語（普通名称）と特定の創作料理を指称するための名称（商標）とを明確に分けて記載、表示しているとまで確認することができず、むしろ、上記の区別が曖昧なままに記載等しているとも見受けられる。

また、ラーメン店が、全国はもちろん、愛知県及び岐阜県に限っていても、多数存在することは顕著な事実といえる中において「ベトコンラーメン」は、愛知県及び岐阜県を中心とする100店舗前後で提供されているものである。

その他、「ベトコン」の文字は、前記2で述べたとおりの意味を有する語であるところ、需要者がその意味を認識した場合はもちろんのこと、その意味を認識しない場合であっても、上記文字に「ラーメン」の文字を結合させた「ベトコンラーメン」の文字自体から、直ちには特定の意味合い（ラーメンの特徴、品質等）を理解することはできないものといえる。

以上を総合考慮すれば、「ベトコンラーメン」の文字について、特定の地域における需要者において、ラーメンの種類を表すものと認識される場合があり得ることは否定できないとしても、元来、創作料理の名称として出所表示機能を有するものといえる「ベトコンラーメン」の文字について、イ号標章は、店舗の看板に、「ベトコン」及び「ラーメン」の片仮名を極めて大き

く二段に表示しており、さらに、乙第1号証の2を合わせみれば、上記片仮名の右横に「R」の表示があることもうかがえるから、イ号標章における「ベトコンラーメン」の文字は、これに接する需要者に、直ちに「ニンニクと唐辛子の入った辛みのあるラーメン」を意味するものと一般的に認識され、ラーメンの種類を表示するものとまでは、認めることができない。

(3) 小括

したがって、イ号標章は、これを役務「ラーメンの提供」に使用するとき、その構成中の「ベトコンラーメン」及び「ベトコン」の文字部分が、自他役務識別標識としての機能を果たし得ないとまではいうことができない。そうすると、イ号標章は、上記各文字部分に相応して「ベトコンラーメン」及び「ベトコン」の称呼が生じ、前記2と同様の理由から、特定の観念は生じないものである。

4 本件商標とイ号標章の類否について

本件商標は、前記2のとおり、その構成文字に相応して「ベトコン」の称呼が生じ、特定の観念は生じないものである。

24/

イ号標章は、前記3のとおり、その構成文字に相応して「ベトコンラーメン」及び「ベトコン」の称呼が生じ、特定の観念は生じないものである。

そして、本件商標とイ号標章との類否について検討すると、両商標は、前記第1及び第2（別掲）のとおり構成からなるところ、外観上、その全体の構成に差異を有するものの、イ号標章において自他役務識別標識として機能し得る「ベトコン」の文字綴りを共通にし、称呼については、両商標からは、共に「ベトコン」の称呼が生じるものであるから、称呼上、同一である。

また、観念については、両商標は、いずれも特定の観念は生じないから、観念上、比較することはできない。

そうすると、本件商標とイ号標章とは、観念において比較することができないとしても、外観及び称呼を共通にするものであるから、外観、称呼、観念等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して、全体的に考察すれば、両者は相紛れるおそれのある類似の商標というべきである。

また、イ号標章を使用する役務「ラーメンの提供」は、本件商標の指定役務「飲食物の提供」に含まれるものであるから、両者は、同一又は類似する役務である。

したがって、請求人が役務「ラーメンの提供」に使用するイ号標章は、本件商標の商標権の効力の範囲に属するものである。

5 商標法第26条第1項第3号及び同項第6号について

前記3からすれば、イ号標章における「ベトコンラーメン」又は「ベトコン」の文字は、自他役務識別標識としての機能を果たし得ないとまではいうことができないから、本件商標の指定役務「飲食物の提供」又はこれに類似する役務の質等を普通に用いられる方法で表示するものと認めることができず、また、需要者が何人かの業務に係る役務であることを認識することができる態様により使用されていないというべき事情も認めることはできないから、商標法第26条第1項第3号及び同項第6号により、本件商標の効力が及ばないとする請求人の主張は採用することができない。

6 請求人の主張について

(1) 請求人は、「ベトコン」を含む登録商標が本件商標のほかに3件存在するなどとして、「ベトコンラーメン」は普通名称として識別力を有さないため当該文字以外の部分が要部と判断され非類似と判断されたからに他ならない旨主張している。

しかしながら、商標の類否は、個々の商標ごとに個別具体的に検討、判断されるべきものであって、ある文字が商標の要部に当たるかどうかは、当該商標を構成する文字等、各構成部分の配置や大きさの比率等に応じて異なり得るものである。また、他の登録商標の審査において、どのように要部が認定されたのかは、登録された事実から必ずしも推認できないから、直ちに本

25/

件の参考となるものではない。

そして、本件においては、イ号標章における「ベトコンラーメン」又は「ベトコン」の文字について判断するものであり、前述のとおり、当該文字部分は、自他役務識別標識としての機能を果たし得ないとまではいうことができないから、イ号標章は本件商標と相紛れるおそれのある類似の商標といえる。

(2) 請求人は、普通名称が商品等出所表示に転換し得るかが争点となった裁判事件があるとしてその判示を引用し、本件においても、被請求人の働きかけに応じて多少の店舗が「ベトコンラーメン」の使用を停止したとしても、引き続きその使用をしている同業他者は多数存在しており、人々の脳裏から「ベトコンラーメン」という名称が消え去るなどの状況は生じていないから、12店舗が「ベトコンラーメン」の使用を停止したという事実は、同用

語の普通名称化（同用語がラーメンの一種を表す普通名称と認定し得る状態になっていたこと）に影響を与えるものではない旨主張している。

しかしながら、本件においては、イ号標章を構成する「ベトコンラーメン」の文字について判断するものであって、前記3のとおり、イ号標章の構成中の当該文字部分は自他役務識別標識としての機能を果たし得ないとまではいえない。

（3）したがって、上記請求人の主張は、いずれも採用できない。

7 まとめ

以上のとおり、役務「ラーメンの提供」について使用するイ号標章は、本件商標権の効力の範囲に属するものである。

よって、結論のとおり判定する。

令和 4年 6月 2日

審判長特許庁審判官 齋藤 貴博

特許庁審判官 森山 啓

特許庁審判官 板谷 玲子